宮城県
Miyagi Prefectural Government

記　者　発　表　資　料
令　和　８　年　３　月　３　日
事業管理課　建設業振興･指導班
担当：日下・戸部
電話：022-211-3116
d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

監督処分について

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

記

１　処分を受けた者に関する事項
有限会社草刈工務店
代表者　草刈　俊彦
白石市鷹巣西一丁目９番８号

２　処分に関する事項
（１）処 分 年 月 日　　令和８年３月３日
（２）処分を行った者　　宮城県知事
（３）根　拠　法　令　　法第２９条第１項第２号

３　処分の内容
一般建設業許可の取消

４　処分の原因となった事実
有限会社草刈工務店の役員が、令和７年９月５日付けで禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者に該当していたことが判明した。
このことは、法第２９条第１項第２号に該当する。

※　参考
【建設業法抜粋】
第８条　国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。
七　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
十二　法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第２９条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第１２条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第２９条の４の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当

該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

（許可の取消し）

第２９条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

二　第８条第一号又は第七号から第十四号まで（第１７条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合